

愛知県米生産・流通基本方針

愛知県農業振興基金

目 次

はじめに

I . 新食糧法の概要	1
1. 食管法から新食糧法へ	1
2. 新食糧法の目的と仕組み	1
3. 需給と価格の安定のための3つの柱	2
4. 流通規制の緩和と影響	2
II . 新食糧法の5つの課題	4
1. 生産調整の実施	4
2. 備蓄・調整保管の実施	5
3. 計画流通制度の導入	6
(1) 計画流通米と計画外流通米	6
(2) 自主流通米の計画的「出荷」と「販売」	6
4. 流通規制の緩和と業者の機能変化	8
5. 価格決定の仕組み	10
(1) 自主流通米価格の形成	10
(2) 政府米価格の決定	11
III . 愛知県米生産・流通基本方針	12
1. 生産販売体制の構築	12
1. 新食糧法はJAグループが主役	12
2. 「売れる」から「売る」へ	12
3. 愛知県産米の実態	13
4. 多様な事業の展開	13

2. 生産調整対策	14
1. 生産調整への対応方向	14
2. 生産調整の推進と推進体制の確立	15
3. 地域間調整の実施	16
3. 生産対策	16
1. 生産振興・規模拡大対策	16
2. 品種別・地域別・用途別ガイドライン	17
4. 集荷販売対策	18
1. 米穀流通の基本事項	19
2. J Aの機能と役割	19
3. 経済連の機能と役割	20
4. 全農の機能と役割	20
5. 食販事業対策	21
1. 経済連卸の機能強化	21
2. J A小売の機能強化	21

I. 新食糧法の概要

1. 食管法から新食糧法へ

昭和17年に制定された食管法は、当時の特殊な経済的・社会的状況を背景に、「米の需給及び価格の安定」を図ることを目的に、その手段として、全国の生産者が生産した米を確実に集荷し、集荷された米を全国の消費者に公平かつ安定的に供給する観点から、生産者に対しては「政府への売渡義務」を課すとともに、流通面では集荷を行う農業団体や卸・小売機能を担う販売業者を、いわば国の「代行機関」として位置づけ生産者から消費者までを単線的に結びつける「配給制」を導入し、厳しい規制を内容としてスタートした。

その後の社会事情及び経済発展に伴い、「事前売渡申込制度」「自主流通米制度」「特別栽培米制度」等、制度・運用の改善を行ってきたものの、その基本理念には「配給思想」が流れており、米の流通実態の変化や消費者のニーズの多様化には十分対応できない状況となり、ミニマム・アクセス米の輸入決定や農政審議会の提言を機に配給思想を排除し、「市場原理の導入」と「流通等規制の緩和」を柱とした新食糧法を打ち出した。

食管法では、政府が米を全量管理することを基本としてきたが、新食糧法では民間流通による自主流通米主体の制度となり、政府の役割は、①需給見通しと基本計画の策定、②生産調整の推進、③備蓄の運営、④政府米としての国内産米の買入れと外国産米の輸入、そして売渡し等に限られ、残る役割はJAグループ等民間が負うことになる。

2. 新食糧法の目的と仕組み

新食糧法の目的は、法第1条において、米の需給および価格の安定を図ることと明記されており、法律の目的については、現行の食管法と変わりなく、政府は、この目的を果たすよう新食糧法制度を運営する責任がある。

しかし、需給と価格の安定を図るための仕組みは、現行とは大きく異なるものになった。すなわち、食管法が政府への売渡し義務のもとに厳格な流通規制を実施するとともに、政府米の売買と売買価格の設定を需給と価格の安定のための柱（自主流通米は例外としての位置づけ）としていたのに対して、新食糧法では、生産調整や備蓄の運営によって需給の均衡をはかることや計画的な流通を確保することなどにより、民間流通である自主流通米の需給と価格を安定させる仕組みに変わった。

3. 需給と価格の安定のための3つの柱

新食糧法では、その目的である米の需給と価格の安定について、①生産調整、②備蓄・調整保管、③計画流通制度、の3つの柱で支えることとしている。

- ①生産調整は、全体需給の調整の基礎となる。自由になると生産量が需要量を大きく上回り価格が暴落することから、生産調整は全員参加を基本に確実に実行する必要がある。
- ②備蓄・調整保管は、生産調整を実施してもなお生じる豊凶による需給変動に対する仕組みである。このうち備蓄については、不作の場合に備える在庫として、基本的には政府の役割となっている。一方、調整保管については、豊作の場合に政府が一定の備蓄の積み増しを行ってもなおそれを超える過剰分について、自主流通米価格の安定を図るために自主流通法人（全農等）が実施する。
- ③計画流通制度は、生産者から消費者まで米を計画的・安定的に流通させる制度であり、計画流通米が十分に確保され、流通の大宗を占める必要がある。また、そのことによって備蓄等の実施も可能となり、自主流通米の需給と価格の安定が図られることになる。

4. 流通規制の緩和と影響

食糧法では単線的な結びつきにより流通ルートを特定するという厳格な流通規制を実施し、また、集荷・販売業者の新規参入も指定・許可制のもとで容易ではなかった。

しかし、新食糧法では、計画流通米（自主流通米・政府米）の取扱いについても流通ルートを大幅に複線化するとともに、出荷・販売業者は登録制となるため新規参入は容易になり、一方では、計画流通米以外の米（計画外流通米）は届け出ることにより販売が可能となった。

こうした流通規制の緩和の影響は、流通の各段階で業界再編成等の動きにつながることで想定されるとともに、JAグループも同様に影響を受けることになる。

食管法と新食糧法の考え方の主な相違点

	食 管 法	新 食 糧 法
全体需給の調整	<ul style="list-style-type: none"> ○政府米を基本とした計画制度 ○政府への売り渡し義務を前提とした政府買い入れ ○輸出入の許可制 	<ul style="list-style-type: none"> ○生産調整、備蓄の運営、輸入等を位置づけた計画制度 ○生産調整 ○備蓄 ○生産調整実施者（達成者）からの政府買い入れ ○輸出入の許可制 <ul style="list-style-type: none"> ・ミニマム・アクセス輸入 ・マークアップ上限額を約束 ・SBS方式の導入
流通のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○流通の主体 制度上は政府米 ○政府による厳格な米管理が基本 ○生産者から消費者までの厳格な流通ルートの特定 	<ul style="list-style-type: none"> ○流通の主体 民間流通による自主流通米主体の流通 ○政府の役割 政府米の操作を通じた、備蓄の運営やミニマム・アクセスの運用 ○計画流通制度 計画流通米（自主流通米・政府米）の安定流通を確保することが基本（計画流通制度） ○流通ルートの複線化 流通規制の緩和 ○計画外流通米の位置づけ
価格形成	<ul style="list-style-type: none"> ○自主流通米価格 自主流通米価格形成機構での入札取引で指標価格の形成（運用として平成2年から実施） ○政府買入価格 生産費・物価等の経済事情を参酌し、再生産の確保を旨として決定 ○政府売渡価格 家計費、物価等の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主流通米価格 自主流通米価格形成センターでの入札取引によって、需給実勢が反映される価格形成（センターの法律での位置づけ） ○政府買入価格 自主流通米の価格動向や需給動向を反映させるほか、生産費、物価等の経済事情を参酌し、再生産の確保を旨として決定 ○政府売渡価格 米の需給動向、家計費、物価等の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として決定

Ⅱ. 新食糧法の5つの課題

1. 生産調整の実施

生産調整は、新食糧法においてはじめて法律に位置づけられ、生産調整実施者から政府は買い入れも行うこととされた。これは、現時点では、生産調整を実施しなければ大幅な供給過剰となり、国内の米需給は均衡しないという認識からである。

食管法のもとでは、政府の全量管理のもと、過剰分は政府が引き受ける仕組みとなっていたのに対し、新食糧法のもとでは、政府米（備蓄米）の買い入れ数量が限定されることから、過剰分の最終負担は、民間流通する自主流通米が引き受けることになる。生産調整が確実に実施されず、供給過剰になった場合、自主流通米価格の下落や経費負担の大きい調整保管の実施に直結することになる。

このように供給過剰は、結局、翌年度以降の生産調整の強化・経費負担増というかたちで、生産者にはね返ってくることになる。

このため、新食糧法のもとでの生産調整の意義について周知徹底を図るとともに、生産調整に対する生産者全員の合意が形成されるよう、JAグループの取り組みが重要となってくる。

さらに今後は、従来のような転作の配分・消化という発想を転換して、需要に見合った米をどれだけ生産し、どのように計画的・安定的の販売していくかという視点から、生産調整に取り組んでいく必要がある。

生産調整の考え方の基本的違い

	水田営農活性化対策	新食糧法
目的	需要に応じた米の計画生産と生産性の高い水田農業の確立	米の需給事情に応じた全体需給の調整
方法	<ul style="list-style-type: none"> 行政措置（次官・局長通達） 目標面積の決定（大臣） 都道府県・市町村・農業者へ面積配分と全量買入を基本とした買入限度数量の配分 目標達成者へ助成金の交付 ペナルティー等実効確保措置 	<ul style="list-style-type: none"> 法律に基づく実施 国の計画生産・出荷指針による米の生産数量・調整数量等目標の提示 生産者の意向の積み上げ、県・市町村間の調整 生産者団体の主体的取り組みを助長 生産調整実施者への政府買入対象と助成金の交付 強制感を伴う実効確保措置の廃止を含めた見直し

	水田営農活性化対策	新 食 糧 法
転作手法	水田の望ましい経営体の育成と転作を含む水田農業の確立 ・転作形態に応じた助成金交付（水田営農確立助成等） ・地区達成を要件とした助成金体系と自主流通助成	生産調整手法の多様化（調整水田等の導入） ・望ましい地域営農へ向けて、地域での話し合いを助長
J A 対応	全量買入を担保するための政府在庫の削減 ・安定供給への協力	政府の役割が限定された中で需給均衡による自主流通米価格の安定（生産調整の実効が困難な場合、価格の下落、調整保管の実施へ）

2. 備蓄・調整保管の実施

これまで政府は、政府米の適正な在庫水準を100万t程度に設定し、生産調整と連動しつつ、豊凶変動に対応してきた。ただし、食糧法のもとでは、在庫は明確に位置づけられておらず、単年度の需給均衡を重視して運用されてきた。

一方、新食糧法では、主食である米の安定供給を図る観点から、備蓄が制度として位置づけられている。備蓄水準は150万tを基本とし、需給変動に対応するため50万t程度の運用幅が見込まれている。

備蓄は、政府米（国産米および輸入米の一部）の1年間の回転備蓄方式によって行われることとなり、1年古米として主食用、加工用、援助用等に売却されることとなるが、自主流通米の計画的・安定的な供給を確保する観点から、一部については、自主流通法人（JA全農など）が民間備蓄を行う。

また、豊作による価格の下落が見込まれるときは、過剰分を市場隔離するため、自主流通法人が調整保管を実施する。調整保管については、豊作時に、備蓄数量が基本とする水準を超えた場合、生産者サイドも一定数量を在庫として保管することによって、価格の安定を図ることを目的に新食糧法のなかで新たに位置づけられたものである。

備蓄・調整保管の運用にあたっては、当然のことながら保管にかかる経費や古米売却の価格差補填などのコストとリスクの負担が必要となる。このことからこの調整保管に対しては国の助成を得ると共に、生産者・JAグループ全体による自らの負担による新たな基金の構築が不可欠である。

3. 計画流通制度の導入

(1) 計画流通米と計画外流通米

新食糧法では、政府への売渡義務の廃止にともない、生産者からの「集荷」が「出荷」との考え方の変更がなされ、これに基づきJA・経済連は現行の「集荷業者」から「登録出荷取扱業者」に位置づけが変わった。

計画流通米は、「登録出荷取扱業者を通じて契約によって出荷される」自主流通米と政府米からなり、特に流通の基本となる自主流通米は、自主流通計画にしたがって消費者に通年安定的に供給されることとなる。自主流通米の需給と価格を安定させるためには、生産者とJAグループが「出荷契約」に基づいて自主流通米を十分確保し、流通の大宗を占めるようにしなければならない。また、政府米は備蓄用として政府が生産調整実施者から年間150万トン（運用幅として±50万トンを設定）買い入れることとなる。

一方、生産者から消費者等への直接販売する米は、「届出」することにより、計画外流通米として位置づけられた。しかし、この「届出」だけでは正確な数量把握が困難であり、また自主流通計画の「外」で販売されることから、この数量が増大すればするほど、自主流通米の安定的・計画的販売に大きな影響を及ぼすこととなる。このため、計画外流通米といえども、JAグループとして対処する必要がある。当然のこととして生産者と第一種登録出荷取扱業者が「出荷契約」する際、「全量出荷契約」する努力が必要なことは言うまでもない。

(2) 自主流通米の計画的「出荷」と「販売」

新食糧法では、生産者の第一種登録出荷取扱業者との複数結びつき（複数出荷契約）が認められているほか、生産者から消費者等への直接販売が計画外流通米として認められるなど、これまで単線だった流通ルートが複数化が図られている。

一方、新食糧法のもとで自主流通米数量が拡大するなかで、販売環境は①構造的に需給が緩和基調で推移すると予想される、②消費が引き続き減少傾向にある、③ミニマム・アクセスの受け入れにより外国産米が輸入される、④大幅な規制緩和により商社・量販店等の新規参入や販売業者の再編がすすむ——ことなどにより、米事業は競争の激化が予想される。

このため、新食糧法下においては、従来以上に自主流通米の計画的・安定的な販売が求められており、自主流通法人の作成する「自主流通計画」に沿った販売を実施していくことがいまままで以上に重要となってくる。

同時に、自主流通米の計画的・安定的販売を実現するためには、生産者がJAに対して計画

流通米を確実に出荷することが重要となる。このため、新食糧法であらたに位置づけられた、生産者とJAが締結する「出荷契約」が実効を伴うよう、その意義の周知徹底を図っていく必要がある。

計画流通米の出荷契約スケジュール（概要）

時期	政 府 米	自 主 流 通 米
11月		<p>指針の公表</p> <p>計画出荷数量の提示</p>
	<p>計画出荷数量の提示（政府買入数量） 都道府県・市町村別提示</p>	
	<p>計画出荷数量の積み上げ・調整</p>	
3月		<p>基本計画の公表</p>
4月	<p>計画出荷数量の配分（内示）</p>	<p>計画出荷数量の配分（内示）</p>
5月	<p>出 荷 契 約 の 締 結</p>	
	<p>生産者とJAとの出荷契約の締結・積み上げ</p>	<p>生産者とJAとの出荷契約の締結・積み上げ</p>
6月		<p>自主流通契約の締結</p> <p>JAと経済連との契約締結 経済連と全農との契約締結</p> <p>自主流通計画の認可</p> <p>自主流通計画の作成（出荷契約の積み上げ）</p>
	<p>—— JAグループ ----- 政府</p>	
7月	<p>政府米売買契約の締結</p>	
	<p>生産者と国の売買契約の締結（売渡申込等）</p>	
11月	<p>出来秋調整（作況）</p>	
	<p>計画出荷基準数量の確定・通知（生産者へ）</p>	<p>計画出荷基準数量の確定・通知（生産者へ）</p>

4. 流通規制の緩和と業者の機能変化

新食糧法では第一種登録出荷取扱業者の登録要件が緩和され、また、生産者は複数の第一種登録出荷取扱業者との結び付きが認められた。一方、販売業者に対する規制も大幅に緩和され小売・卸業務における参入はほぼ自由となり、営業区域も県域から全国域に拡大された。これらの規制緩和により登録出荷取扱業者の販売形態、販売業者の仕入形態は多様化するとともに、業者の再編が進み、それぞれの機能は変化することが予想される。

一般的には、大消費地を中心に販売業務における競争が激化し、一般小売の淘汰が進む反面大手量販店のシェアが拡大するとともに外食産業など最終実需者の購買力が一層強まり、精米流通が拡大する。また各段階での直接取引によって、特に卸の機能が大きく変化することも考えられる。

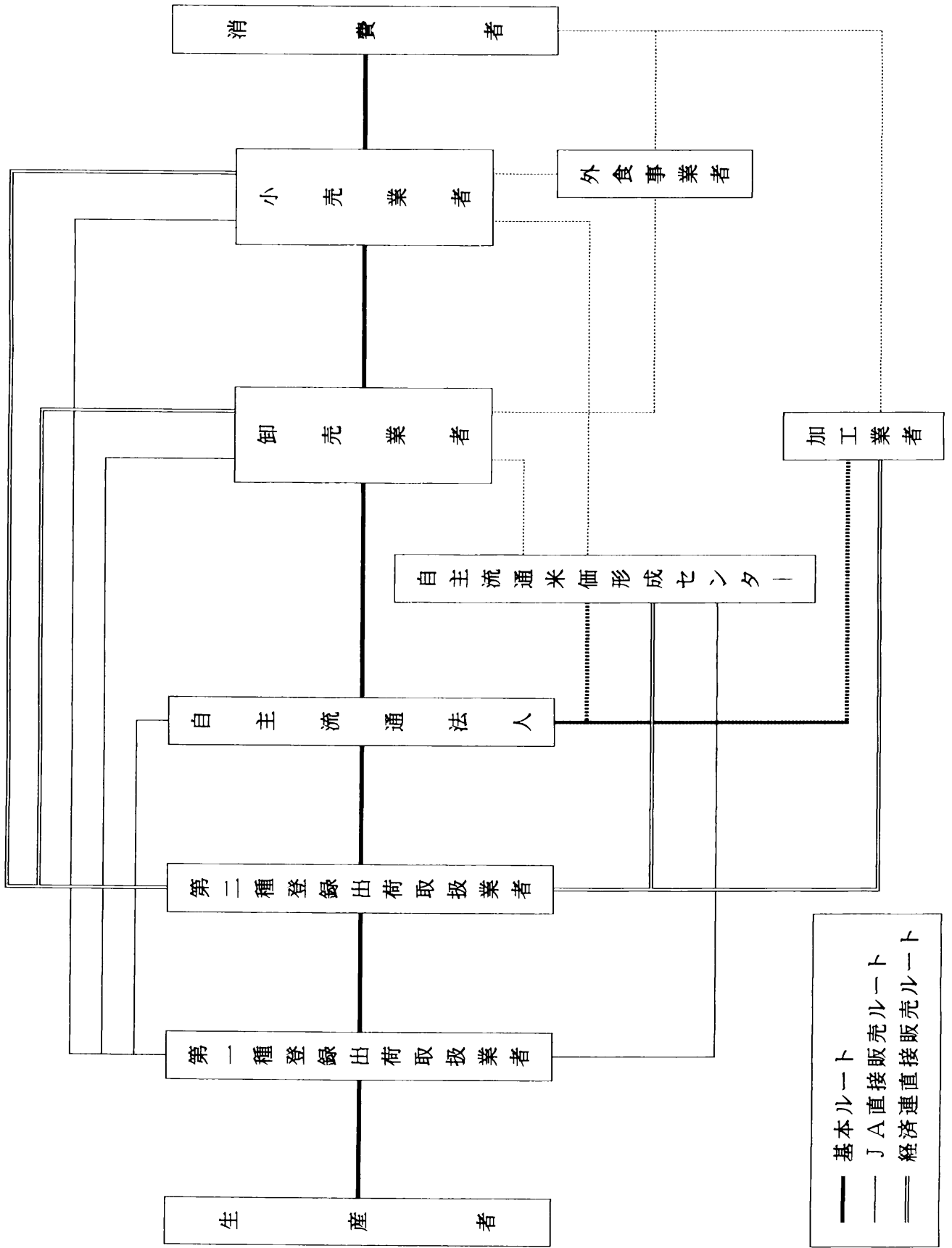
一方、新食糧法ではJAが消費者・小売・卸に販売することが可能となり、一部のJAでは期待・意欲が高まってきているが、実際に行うには代金回収等のリスク発生など多くの課題も残されている。しかし、課題はあるもののJAは自主流通計画を基本に、リスクを回避し出荷業者と小売業者の両面を生かすことのできる管内産米の管内消費者への販売と、特別な栽培による米穀の産直的販売について、JA食販事業の強化を前提に対応する必要がある。

このような規制の緩和と流通業者の機能変化のもとで、JAグループを通じた効率的な計画的・安定的販売の実効確保をいかに行なうかが重要な課題となる。

販売業者における食管法と新食糧法の比較（許可・登録の区域）

	食 管 法	新 食 糧 法
卸売業者	都道府県の区域	都道府県の区域 ・他県で営業を行おうとする場合には要件を緩和することを検討
小売業者	店舗許可は、市町村の区域ごとに行う ・ただし配達は、都道府県の区域（他県隣接市町村含む）	登録を受けた都道府県内において、変更登録を受ければ店舗の新創設は自由

自主流通米の流通ルート（想定図）



集出荷及び出荷・販売業者における食管法と新食糧法の比較

		食 管 法	新 食 糧 法
生産者	買入数量	<ul style="list-style-type: none"> ・政府米は事前売渡申込限度数量による政府売渡義務 ・自主流通米は受託限度の通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産調整実施者に対し備蓄米の範囲内で政府米買入数量配分 ・自主流通米は生産者の希望積み上げ数量調整
	出荷	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次出荷業者との系統委託による売渡委託（単数結付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種登録出荷取扱業者との出荷契約（自主流通米・政府米別）による売渡委託など（複数契約可）
指定・登録要件	J A	第一次集荷業者（農水大臣の指定制） [主な指定要件] <ul style="list-style-type: none"> ・規模 5 a以上 ・生産者 30人以上の生産者 ・50トン以上の限度数量 [一斉更新] <ul style="list-style-type: none"> ・3年に一回（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種登録出荷取扱業者（農水大臣の登録制） [主な登録要件] <ul style="list-style-type: none"> ・出荷契約（一定以上の生産者と一定量） ・自主流通契約（第二種登録出荷取扱業者または自主流通法人） [登録更新] ・毎年6月
	県連	第二次集荷業者（農水大臣の指定制） [主な指定要件] <ul style="list-style-type: none"> ・法人要件（一次集荷業者が直接または間接に組織する農協連など） 	第二種登録出荷取扱業者（農水大臣の登録制） [主な登録要件] <ul style="list-style-type: none"> ・法人要件不要 ・自主流通契約（第一種登録出荷取扱業者及び自主流通法人）

5. 価格決定の仕組み

(1) 自主流通米価格の形成

新食糧法のもとでは、政府米の買い入れ数量が限定されることから、自主流通米の数量が増大する。その結果として、自主流通米は、これまでの良質米から低価格米まで幅広い需要に対応する位置づけに変化することになる。

新食糧法のもとで、自主流通米価格は、自主流通米価格形成センターで需給状況を反映して決定されることが基本となるが、自主流通米全体の価格の安定を図るためには、生産調整の実効確保はもとより、計画的・安定的な販売の実施や、備蓄・調整保管の適切な運用によって、全体の需給調整を的確に図っていくことが不可欠となることはいうまでもない。

なお、価格形成の場としての自主流通米価格形成センターは、法律に明確に位置づけられ、自主流通米取引の指標となる価格が形成されることとなっている。

自主流通米の拡大と価格形成

	食管法下での自主流通米制度	新食糧法下での自主流通米制度
流通量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度数量の2/3程度 ・ うるち米：400万t程度 ・ 受託限度により量を抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主流通米主体の流通 ・ 数量の拡大 (政府米は備蓄水準により買い入れ制限)
位置づけ	付加価値の高い良質米としての位置づけ	従来の役割に加え、低価格米等についても供給することが必要
価格形成	政府米よりも高い水準で価格形成	高い価格から政府米水準まで幅広い価格形成

(2) 政府米価格の決定

政府米は、生産調整実施者から、基本的に備蓄米として買い入れられ、1年間保管後、古米として売却される。

食管法での政府買い入れ価格については、生産費・所得補償方式を基本として、再生産を確保する観点から設定されている。これに対し新食糧法では需給実勢の反映を基本に、生産調整の確実な実施に対する誘因や、備蓄米としての政府米の円滑な確保の観点に加え、再生産を確保し、営農の中長期的安定を図る観点から決定されることとなる。

Ⅲ. 愛知県米生産・流通基本方針

1. 生産・販売体制の構築

1. 新食糧法はJAグループが主役

食管法から新食糧法への転換は、まさに国による規制・管理から民間主体の流通への制度変更であり、見方を変えれば、JAグループが国の代行機関から主体的なシステムをつくる契機かもしれない。このような中で、JA・経済連・全農の合理的な機能分担と責任の明確化により、計画的・安定的な米の販売と、競争力の強化を図る必要がある。

今ひとつは、産地間競争が一層激化する中、全国的には「消費県」に位置づけられている本県だが、決して少なくない生産量をほこる産地としての生き残り確保の観点から「温暖で変化に富んだ自然条件」「大消費地と生産地が近い立地条件」を生かし、消費者ニーズに対応した生産を行い、「米主産県」ではまねのできない流通チャネルを開発し、本県の特色ある米の生産と販売戦略を構築する必要がある。

2. 「売れる」から「売る」へ

食管法時代には、米の全量を政府が管理しており、農家は「作れば売れる」、JAは「集めれば売れる」に慣らされてきた。しかし、環境は一変し、農家は出荷契約により、計画流通米として自主流通米を第一種登録出荷取扱業者（JA等）に、また、政府米を政府に売ることになり、一方、計画外流通米は農水大臣への届け出によって誰にでも売ることができるようになった。しかし、計画外流通米に取り組む場合、代金回収のトラブルや、売れ残った場合の投げ売りも想定しなければならない。

このように「売れる」から「売る」への変化は、農家の意識を大きく変化させ、JAグループの事業を大きく変化させようとしている。さらに米主産県からの消費県愛知に向けての売込も一層激化が予想されるとともに、スーパーなどが農家と結びついたり、流通業界の再編も着々と進んでいる。

このような状況の中で、農家の所得を安定的に確保するためには、消費者のニーズにあった「生産方法」と「販売方法」を、出荷業者であり販売業者であるJAグループが核となって作り上げる必要がある。

3. 愛知県産米の実態

愛知県の米の生産量は全国でほぼ20番目に位置し、米主産県と言われる北陸の石川県や福井県よりその生産量は多い。ただ消費者（人口）が680万人を超えているため、消費量の4割しか賅えなく消費県のイメージが強い。

〈特徴〉

- ① 海拔0メートルから800メートル地帯まで米が作付けされており、愛知の気候・風土に合わせて品種や作期がバラエティーに富んでいる。
- ② 気候が温暖で、大豊作があまりない代わりに不作も少なく、作柄が安定している。
- ③ 大消費地をもち、消費者との交流が行いやすく、輸送コストもかからない。
- ④ 農家の規模拡大とカントリー・エレベーター等の普及により、低コスト化が進んでいる。

〈課題〉

- ① 生産量は多いが、出荷量が少なくしかも県内で消費できるので、他県に売ることを殆どしなかった。

（生産量は約20万t、出荷量は約9万t、県内の消費量は1日約1,000tで90日分）

- ② 品種が多く、消費者に積極的にPRするだけの品種ごとのまとまり量がない。
- ③ その多くを政府米として扱われ、安い米としてのイメージが定着し、評価が低い。
- ④ 消費地に近く、やみ米業者が横行している。

これはほんの一例であるが、生産者・JAグループ・行政がその意識を食管法から新食糧法に切り替え、特徴を生かしつつ、課題を克服して愛知の米を売る努力が必要である。

4. 多様な事業の展開

新食糧法の施行を大きな転機として、米主産県にはまねのできない、多様な特色ある事業を展開する。

① PR活動の展開

愛知県産の米について地元消費者にインパクトのあるPR活動を展開する。また、生産者の紹介や安全性についても広報・マスコミ等を通じてPRする。

② 消費者との連携

消費者がぜひ参加したくなるようなイベントや、生産者と消費者が理解しあえるフォーラムなどを開催する。

③ 販売の特定化

愛知県産米を積極的に取り扱う特定の卸・大口需要者・専売小売店等について、結び付きを強化する。

④特色ある米づくり

他県産米とは違う、差別化商品（特定ブランド）を開発する。

⑤特色ある米の販売

地元産米の地元消費者販売や、経済連が製造・供給するJA管内産PB（プライベート・ブランド）米の消費者販売を積極的に進める。

これらの事業の展開によって、生産も販売も不利に見える愛知県の米は、「安全で、おいしく、値打ち」な商品に変身させる。

2. 生産調整対策

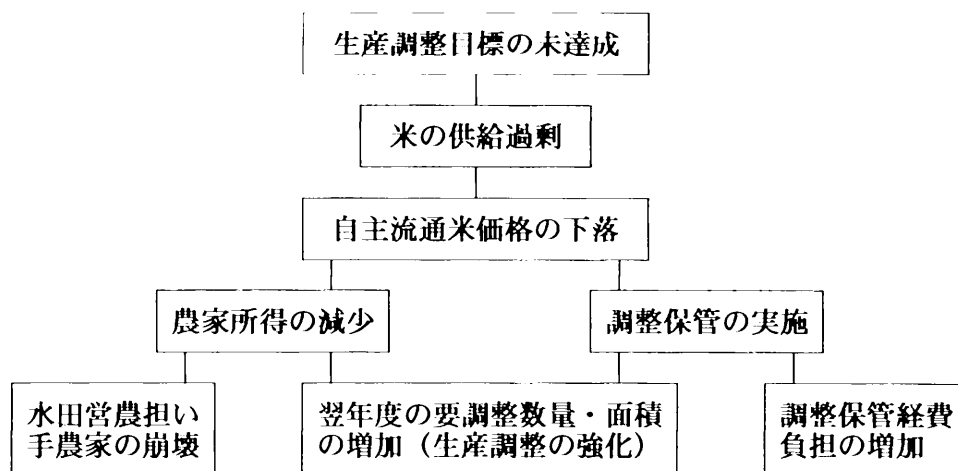
1. 生産調整への対応方向

新食糧法では、生産調整が米の全体需給の均衡と価格維持・安定のための調整役として位置づけられた。このため、稲作生産者全体の価格水準の維持と所得の確保を図るためには、生産者・JAの自らの課題としての自覚のもとに、「全員参加による生産調整に向けた合意づくり」に取り組むという意識の改革と啓蒙活動を進めなければならない。

新システムでは、生産調整と計画出荷数量について、政府から計画生産・出荷指針による目標が提示（11月）され、市町村・集落段階への目標提示（12～1月）を行い、生産者からの意向届出（1月）を市町村・都道府県が意向集計（2月）することにより、国は基本計画を策定（3～4月）し、5月には生産者ごとに正式に目標面積と計画出荷数量の通知を行うことになる。

このことから、JAグループは生産調整の確実な実施と計画出荷数量の確保に向け、行政と一体となって生産者の合意形成と誘導を図ることとする。もし、この生産調整が確保されない場合の影響は、生産者にも、JAにとっても自らの首を絞める結果が想定される。

生産調整未達成の場合のシナリオ



2. 生産調整の推進と推進体制の確立

過去25年以上にわたり実施されてきた生産調整は、通達等の行政措置の形で行政と生産者団体が一体となって進めてきた。そして、新しいシステムは新食糧法によって割当型から意向反映型に変化した。しかし、新食糧法の目的である米の需給および価格の安定をはかるためには、生産者の意向の積み上げを基本に目標達成のため、全生産者の合意形成および誘導について、行政と生産者団体がより連携し推進する必要がある。

行政側は、生産調整目標の提示・生産者の意向の把握・生産者への通知・確認・助成金の交付などを主に行い、生産者団体側は、行政への全面的な協力と全員参加による生産調整に向けた合意づくりを進め、生産調整の確実な実施を推進することとなる。

さらに新システムでは生産調整と計画流通米制度が連動していることから、JAグループが行う計画出荷数量の把握と、行政による生産者の意向の集計は一致させる必要があるため、今まで以上に行政との連携を強化した推進体制を確立することとする。

(1) 市町村またはJAを単位とした生産調整の推進

- ①市町村が行う意向の把握手続きに連動し、JAは全員参加による生産調整への合意づくりを進め、目標達成に向けて行政と一体となった活動を展開する。
- ②生産者の生産調整に対する意向の把握や調整への理解と推進のため、市町村またはJAを単位とする既存の水田営農対策協議会等を強化する。

(2) 経済的補償を伴う生産調整手法の確立・強化

市町村またはJAを単位とした転作互助制度、とも補償システムなどを活用し、参加者全員で所得を補填し合う生産調整手法を確立・強化する。

(3) 地域ぐるみの生産調整方式の確立

過去20年以上の生産調整の取り組みの中で、地域の話し合いによって確立した集団転作・ブロックローテーションなど水田農業の生産性の向上をめざした生産調整方式の継続・向上と、その推進母体である集落組織（農用地利用改善団体等）の充実・強化を支援する。

(4) 生産調整の担い手確保

米・麦・大豆を主体とした土地利用型農業者を育成・確保し、地域の水田農業の振興を図るとともに、生産調整の重要な担い手として位置づける。

3. 地域間調整の実施

米の生産量および生産調整面積の目標と地域での意向の把握に差異がある場合、どう調整するかについて、その調整方針や仕組み・ルールを地区・JA・県段階で確立する。

地区・JAの段階においてはJAが、県段階においては中央会・経済連がそれぞれ市町村・県の理解、協力のもとに主体的に取り組むものとする。

3. 生産対策

新食糧法では、民間流通による自主流通米主体の流通となり、政府の役割は備蓄用等の米だけを買入れることになる。

このため、一層の激化が予想される産地間競争の中で「あいち米」の評価向上のための多様なニーズに対応した生産誘導をすすめるとともに、高品質・良食味・低コスト稲作の推進が必要である。

1. 生産振興・規模拡大対策

市場原理の導入のもと、産地間競争がますます激化する中で、地域ぐるみの水田農業の生産振興を確立し、水田営農主体の中核農家を育成・確保していくためのJAの営農指導体制・機能を充実・強化する。

(1) 市町村またはJAを単位とした生産振興の推進

①生産調整の推進と同様に、生産振興についても行政・生産者団体および生産者による一体的な推進体制（水田営農対策協議会等）を整備する。

②水田農業の振興方策の策定とJAグループの販売計画を視野に入れた作付誘導を進める。

(2) 水田の有効利用と土地利用型農業の担い手の育成

農用地利用改善団体等、地域での話し合いを通じて水田の有効利用を図り、育成すべき土地利用型農業の担い手を明確化・特定化する。

(3) 営農受託部会の育成・強化と望ましい経営体の育成

水田営農を主体とした土地利用型農業の組織として営農受託部会を育成・強化し、新政策の目指す望ましい経営体を育成する。

(4) 農用地利用調整機能の充実・強化

農地保有合理化法人の機能を生かし、農地流動化による規模拡大や農用地の面的集積に積極的に取り組むとともに、農作業受委託等を併せた農用地利用調整機能を充実・強化する。

(5) 営農受託部会員への支援の強化

- ①平等から公平への転換を基本に、営農受託部会員への各種支援対策を講じる。
- ②規模拡大に伴う低コスト農業を実現する組織を育成する。

2. 品種別・地域別・用途別ガイドライン

(1) 多様なニーズに対応するため、品種別・地域別作付計画を県等行政機関・団体と一体となって策定する。

- ①品種別・地域別作付計画にもとづき品種構成適正化への誘導を図る。
- ②用途別需要動向に即した作付誘導を図る。

主食用：高品質・良食味品種を主体とし、減農薬・有機米等の作付誘導もすすめる。

酒造用：好適米は「若水」とし、契約栽培方式を目標とする。

かけ米は加工適性を考慮した品種とする。

加工用米：生産者・実需者の意向により適地への導入を図る。

(2) あいち米の品質向上対策の徹底を図る。

- ①あいち米の品質向上を図るため、自主規格の徹底を図る。

〔自主規格〕

ア. 整粒割合 : 75%以上

イ. 水分含有率: 14%以上 (目標14.5%)

ウ. 皆掛重量 : 紙袋30.5kg・麻袋61.3kg

- ②カントリーエレベーター・ライスセンター等施設における品質向上対策の徹底を図る。

- ③品質を重点とした栽培管理の徹底を図る。

- ④優良品種の開発・育成を積極的に推進していく。
- (3) あいち米の生産体質強化を図るため、低コスト・高位安定生産対策を推進する。
 - ①カントリーエレベーター等集出荷施設の計画的整備と利用率の向上を図る。
 - ②作業受委託の推進、生産組織の育成等を通じた地域における生産システムを構築する。
 - ③基本技術励行指導の徹底と低コスト生産技術の普及・定着を図る。

4. 集荷販売対策

集荷においては、生産者の直接販売が「計画外流通米」として位置づけられ、第一・第二種登録出荷取扱業者から小売・卸への直接販売が認められる流通ルートの複線化など、生産者とJAの結び付きの弱まり、JAグループの集荷率の低下が懸念される。

このため、JAグループは「共販運動」により、計画流通米を確実に集荷し、米全体流通の大宗を確保することにより、米の需給と価格の安定を図り、稲作農家・農業を守ることが必要である。

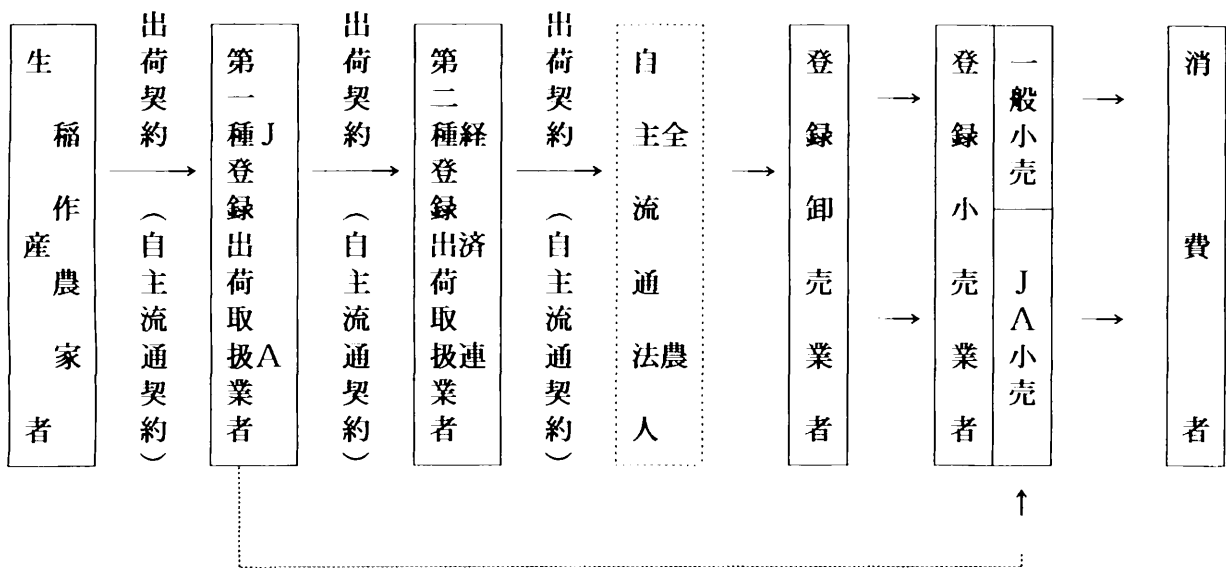
販売においては、新食糧法のもとで自主流通米の数量は拡大する一方、消費の減退、ミニマム・アクセス米の輸入、規制緩和による新規参入等により競争が激化し、自主流通米価格の低迷が予想される。

こうした状況の中で、本県が大消費地を控えていること、自主流通米は県内販売が主体であることから、県下JAが卸業者・小売店等への販売をした場合、県下JAグループ間での競合が多く発生し、結果的には生産者の所得低下を招くことになる。

したがって、本県JAグループは、全体を通じて秩序ある計画的・安定的な販売を実施していくため、次により米穀流通の基本事項を定め、各段階の機能分担を進め、それぞれの段階の機能を強化する。

また、備蓄・調整保管や価格変動に機能的に対応ができるよう、JAグループ全体の課題として「基金」の構築へ参加する。

1. 米穀流通の基本事項



2. JAの機能と役割

- (1) JAグループ全体の販売力を背景に「共販運動」の意義の徹底、意識の統一を進める。
- (2) 生産者の作付計画をもとに「計画出荷積み上げ運動（仮称）」を展開し、「売渡可能米穀」の全量をJAに積み上げる。
- (3) 生産者との間で計画流通米（自主流通米・政府米別）の出荷契約を締結する。
- (4) JAに出荷契約された米穀全量を計画流通米として位置付けるため、経済連と出荷契約を締結する。
- (5) 出荷基準数量を超える米穀等の「計画外流通米」についても、計画流通米に準じた取り扱いとする。
- (6) 県下の共同計算を基準に生産者への精算を実施する。
- (7) 大規模生産者を地域営農のリーダーと位置づけ、JA内での組織化を図り、JAへの結集を進める。
- (8) カントリーエレベーター・ライスセンター施設の計画的荷受の徹底と適正な運営管理を図り、施設集荷を進める。
- (9) 米穀の長期保管に対応する体制の整備を進める。
- (10) 酒米・もち米等原材料については、量的確保や安定継続的な生産・供給を図るため、用途別需給に応じて、地域の特性を活かした契約栽培制度を充実・強化する。

- (11) 特別な栽培による米穀等については、別途条件整備を進め、極力計画流通米に取り込むものとする。
- (12) 検査については、その効率化を図るためバラ検査・抽出検査の拡大を進めるとともに、集荷・検査出荷の円滑化を図るため、JAにおける自主仕分け体制を充実強化する。計画外流通米についても、国の検査による品質確認、円滑な有利販売を進める。

3. 経済連の機能と役割

- (1) 県産米の生産・出荷・販売方針を策定し、需要に見合った計画的な銘柄別生産指導をJAに対して行うとともに、県産米の販売強化方策に取り組む。
- (2) 自主流通法人（全農）との自主流通計画に基づき、県内外の卸売業者対象に販売し、県内の流通は県域完結を基本とする。県外販売を行う場合は全農と協議の上進める。
- (3) 自主流通米価格形成センターへの上場を行う。
- (4) 自主流通米の円滑な販売とJA間の公正な精算を行うため共同計算を実施する。
- (5) 集荷販売に係る資金（前渡金・仮渡金等）については、全国段階の資金活用も含め、県下統一の資金対応を行う。
- (6) 販売強化具体策
 - ①「あいち米」を積極的に取り扱う県内外卸の育成確保に努める。
 - ②「あゆち御膳」が信頼ある統一ブランドとし、より一層消費者の認知を高めるため、キャンペーン等統一企画の充実と販売促進を図る。
 - ③安全安心な減農薬、有機米の栽培基準を設定し、有利販売に努める。
 - ④産地情報の提供を通じ、産地品種の特性を生かした産地指定販売方式の導入を検討する。
 - ⑤産地間競争が激化する中で、産地間格差の導入について検討する。

4. 全農の機能と役割

- (1) 経済連と自主流通契約を締結し、自主流通計画を策定するとともに、自主流通計画に沿った計画的・安定的販売の実効を図る。
- (2) 全国域における産地銘柄別の需給調整を行う。
- (3) 自主流通法人として、民間備蓄・調整保管を実施し、全国統一的な販売対策を進める。

5. 食販事業対策

新食糧法の施行に伴う流通規制の緩和により、流通段階への新規参入が促進され、多種多様な小売業態の進出や流通ルートが多様化などによる競争原理が導入されることによって、食販事業環境は極めて厳しい状況を迎える。反面、制度上の拘束が解消されることによる新たなビジネスチャンスも生まれるため、系統の基幹事業である「米」事業の一環として、「あいち米」の拡販を基本とする系統食販事業の再構築と機能強化が必要である。

1. 経済連卸の機能強化

(1) 仕入機能の強化

- ①市場性の高い銘柄の安定的確保に努める。
- ②市場のニーズに呼応した仕入れに取り組む。

(2) パールライス製造機能の強化

- ①パールライス工場の計画的な設備改善による製品品質の高度化を図る。
- ②製造の合理化、生産性の向上による製造コストの低減を図る。
- ③製造物責任（PL）法に対処できる製品づくりに取り組む。
- ④パールライス名古屋・安城両工場の機能を生かした効率的な製品作りに取り組む。

(3) 販売機能の強化

- ①一般小売業者への販売は経済連が行う。
- ②迅速かつ高度な情報収集と提供に努める。
- ③パールライス名古屋・安城工場を拠点とした効率的な販売体制を確立する。
- ④集荷に直結する系統卸としての有利性を発揮する。
- ⑤パールライスの各種キャンペーンを強力に展開する。
- ⑥パールライスと加工米飯との相互補完的な販売を行う。

2. JA小売の機能強化

(1) JAが自ら取り組む対策

- ①JAにおける食販事業をJAの基幹事業として明確に位置づける。
- ②あいち米流通の基本事項に基づき、管内産米の管内消費者への販売に積極的に取り組む。

この場合、価格安定を図るためJAは経済連と協議する。

- ③市場調査・分析と顧客管理を進める。

- ④販売窓口（Ａコープ・コメ米ショップ・購買店舗）の機能見直しと販売戦略の再構築を行う。
 - ⑤パールライス頒布会を活用した拡販を進める。
 - ⑥ＪＡ給油所等での小売登録を促進する。
- (2) 経済連としてのＪＡに対する支援対策
- ①迅速かつ高度な情報を提供する。
 - ②消費者ニーズ（品質・価格・銘柄）に対応した商品の供給を行う。
 - ③店舗形態に応じたマーケティング研修を行う。
 - ④販売力を強化するための販促指導を行う。
 - ⑤年間特約・パールライス頒布会等の企画型商品の拡大に取り組む。
 - ⑥ＪＡの販売力強化のため、一定の基準を前提として管内産ＰＢ（プライベート・ブランド）米（管内産米を精米・袋詰めした個別ＪＡ専用のパールライスオリジナル商品）の製造、供給を行う。
 - ⑦パールライスブランド確立のため、宣伝広告活動を強化する。